定期積金規定

1.（掛金の払込み）

定期積金（以下「この積金」といいます。）は証書記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ず証書をお差出しください。

2.（証券類の受入れ）

（1） 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。ただし、令和８年 10 月１日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。

（2） 受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類は証書の当該払込み記載を取消したうえ、当店で返却します。

3.（給付契約金の支払時期）

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

4.（払込みの遅延）

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または、証書記載の年利回（年 365 日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。

5.（反社会的勢力との取引拒絶）

この積金は、第９条第２項第１号、第２号Ａから Ｆおよび第３号Ａから Ｅのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第９条第２項第１号、第２号Ａから Ｆまたは第３号Ａから Ｅの一にでも該当する場合には、当金庫はこの積金の契約をお断りするものとします。

6.（給付補填金等の計算）

（１） この積金の給付補填金は証書記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。

（２） 約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。

① この積金の契約期間中に証書記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日（解約日が満期日の翌日以後の場合は解約日の前日）までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

② 当金庫がやむを得ないものと認めて満期日前に解約をするときは、払込日から満期日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

③ 上記①、②の計算にて適用する利率はつぎのとおりとします。

A. 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が１年未満のもの 解約日における普通預金利率

B. 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が１年以上のもの 約定年利回×60％（小数点第４位以下は切捨て、この計算による利率が解

約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします）

④　この計算の単位は 100 円とします。

7.（先払割引金の計算等）

（１）　この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を証書記載の利回に準じて満期日に計算します。

（２）　先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

8.（満期日以後の計算）

この積金を満期日後に解約する場合、給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残高相当額）に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

９.（届出事項の変更、預金証書の再発行等）

（１）　個人のこの積金の取引において証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。

（２）　前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

（３）　個人以外のこの積金の取引において、証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

（４）　証書または印章を失った場合のこの積金の給付契約金等の支払いまたは証書の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

（５）　証書を再発行（汚損等による再発行を含みます）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

１０.（成年後見人等の届出）

（１）　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他の必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。

（２）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名、その他必要な事項を届出てください。

（３）　すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前２項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

（４）　前３項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によ

って届出てください。

（５）前４項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

１１．(印鑑照合)

証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

なお個人のこの積金の取引において、積金契約者（以下「預金者」といいます。）は、盗取された証書を用いて行われた不正な支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

１２．(盗難通帳による支払い等)

(1) 個人のこの積金の取引において、盗取された証書を用いて行われた不正な支払い（以下、本条において「当該支払い」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該支払いの額およびこれにかかる手数料・給付補てん金に相当する金額の補てんを請求することができます。

① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること

② 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること

③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していること。また、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前項の請求がなされた場合、当該支払いが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた支払いの額およびこれにかかる手数料・給付補填金等に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該支払いが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当金庫が証明した場合は、当金庫は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前 2 項の規定は、第 1 項にかかる当金庫への通知が、証書が盗取された日（証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書を用いて行われた不正な積金支払いが最初に行われた日。）から、2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第 2 項の規程にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。

① 当該支払いが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

A. 当該支払いが預金者の重大な過失により行われたこと

B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

C. 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

② 証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

（5） 当金庫が当該積金について預金者に支払いを行っている場合には、この支払いを行った額の限度において、第 1 項に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該支払いを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

（6） 当金庫が第２項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該積金にかかる支払請求権は消滅します。

（7） 当金庫が第２項の規定にもとづき補てんを行った場合は、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された証書により不正な支払いを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

１３．（譲渡、質入れの禁止）

（１） この積金および証書は、譲渡または質入れすることはできません。

（２） 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には当金庫所定の書式により行います。

１４．（保険事故発生時における預金者からの相殺）

(1) この積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この積金に、質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱とします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は、書面によるものとします。証書は届出印を押印した払戻請求書とともに通知と同時に当金庫に提出してください。

② 複数の借入金等の債務（積金契約者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で積金契約者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。

ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、積金契約者の保証債務から相殺されるものとします。

③ 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いた

します。

④　第２号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3)　第１項により相殺する場合の利息相当額等については、次のとおりとします。

①　この積金の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとし、利率は約定年利回を適用するものとします。

②　借入金等の債務の利息、割引料、遅滞損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

(4)　第１項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)　第１項により相殺をする場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。